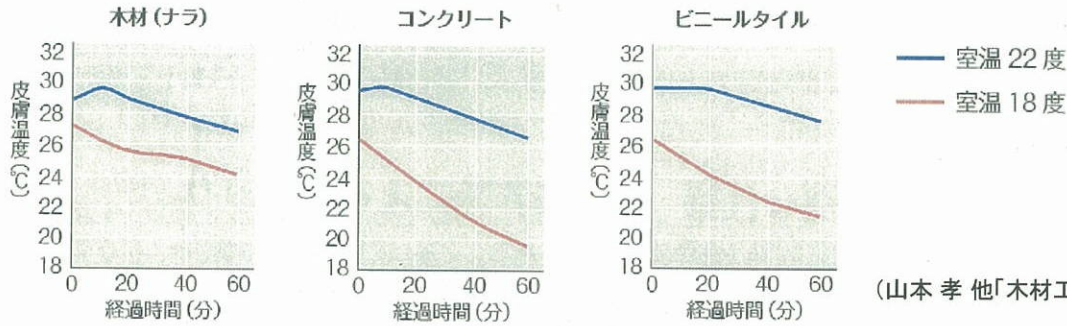


木材の健康面からみた魅力

- 木材には、①断熱性が高く、独特の温もりがある、②調湿作用がある、③衝撃緩衝作用がある、④目に優しい、⑤ダニを抑制するなどの特長があります。

■熱伝導率が低い木材

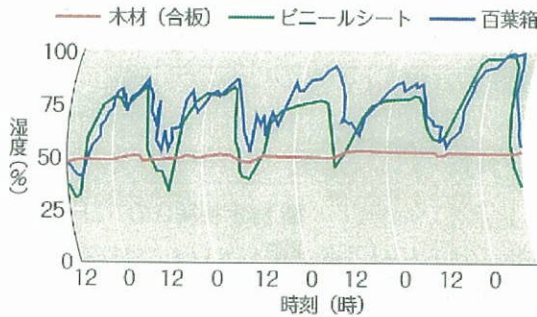
(床材料の違いによる足の甲の温度変化)



(山本 孝 他「木材工業」vol22-1, P24, 1967)

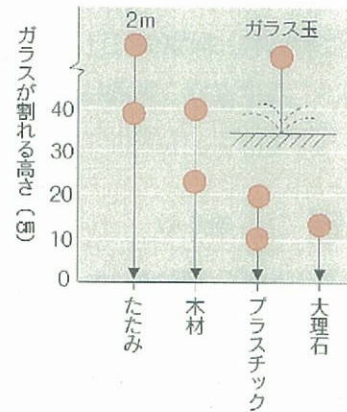
■調湿能力が高い木材

—内装の違いによる住宅内の湿度変化



(則元 京 他 木材研究資料No.11, 1977)

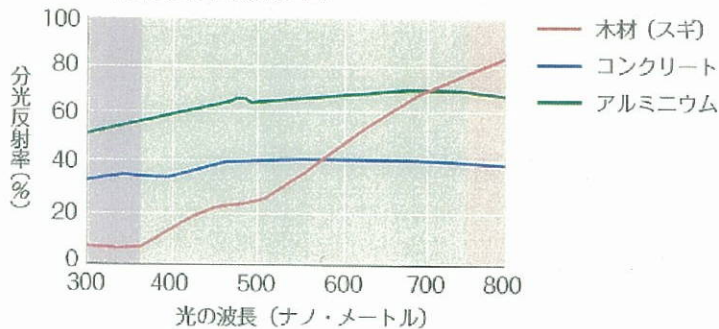
■衝撃をやわらげる木材



(宇野英隆「建築アラカルト」鹿島出版会, 1986)

■有害な紫外線を吸収する木材

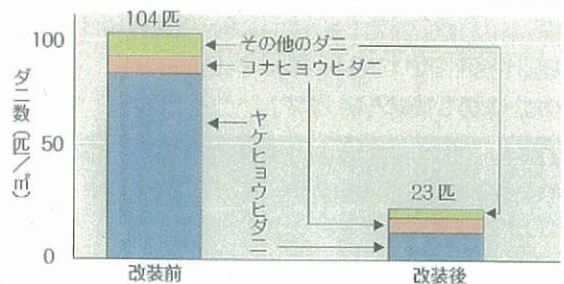
(波長ごとの反射率)



(「木を生かす」(財)日本木材備蓄機構)

■ダニを抑制する木材

—カーペットからフローリングに改装することによる変化



(高岡, 高野, 宮崎, 1985)

公共施設等における 木材利用推進の取組

公共施設等木材利用推進方針

(平成13年度策定)

1 趣旨

森林資源の循環的な利用を推進することは、森林の適正な維持・管理を図り、国土の保全や地球温暖化などの環境問題に貢献するなど大きな意義を持っている。

一方、木材は、再生産可能な資源であるとともに、ぬくもりに満ち、調湿作用があるなど「人に優しい自然素材」としての期待が大きく、その良さが見直されてきている。

このようなことから、県が整備する公共施設などにおける木材利用を積極的に推進する。

2 基本方針

(1) 公共施設等の木造化・木質化

県が整備する公共施設等については、周辺環境に調和し利用者が親しみを感じる快適で健

康的な環境づくりの観点から、その建設にあたっては、可能な限り木造化・木質化を推進する。

(2) 公共土木事業等への木材利用

治山・河川や道路などの県が実施する公共土木事業等については、周辺景観との調和や自然環境の保全等の観点から、工事の施工にあたっては、可能な限り間伐材など木材の利用を推進する。

(3) 木製品等の導入

机・応接家具・書架などの庁内備品の整備にあたっては、環境への負荷が少なく、自然素材である木製品の導入を可能な限り推進する。

3 推進体制

(1) 木材の円滑な利用を推進するため、庁内に「木材利用庁内推進会議」

(以下「推進会議」という。)を設置し、木材の利用推進を全庁的に進める。

(2) 推進会議の設置要綱は、別に定める。

4 推進方法

(1) 関係各課は、その所管する事業について、木材の利用推進方策及び公共施設等の木造化・

木質化などの可否について検討し、推進部会にその結果を報告する。

(2) 推進部会は、関係各課の検討結果について、客観的な立場から検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

(3) 推進会議は、木材利用の推進について総合的な調整を行う。

(4) 林業振興課は、木材の利用を推進するため、関係各課に木材や木造施設に関する情報の提供を行うとともに、推進会議の運営に関する事務を行う。

なお、円滑な推進を行うため、別途推進方法についての運用を定める。